

## 平成28年度 赤磐市職員早期退職者募集実施要項

赤磐市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（以下「募集条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の年齢構成の適正化を図ることを目的とし、次のとおり募集します。

### 1 退職すべき期日

- (1) 早期退職者募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）の退職すべき期日は、平成29年3月31日とする。
- (2) 認定応募者が、当該退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、当該退職すべき期日の繰り下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該認定応募者の当該退職すべき期日を繰り下げるものとする。

### 2 募集人数

早期退職者募集人数は若干名とする。

### 3 募集期間

早期退職者募集期間は平成28年6月6日から平成28年6月30日までとする。

### 4 対象職員

- (1) 早期退職の対象となる職員は、退職すべき期日において満年齢が45歳以上59歳以下（赤磐市職員の定年等に関する条例（平成17年赤磐市条例第35号）第3条ただし書きにおいて定年年齢が65年とされている医師については満年齢が50歳以上64歳以下。）の者とする。
- (2) 上記対象職員には、次に掲げる職員は含まれないものとする。

①任期を定めて任用される者

②懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

5 応募又は応募の取下げの手続き

（1）早期退職者募集に応募しようとする職員は、第4条の募集期間内に、応募申請書を総務部総務課長に提出するものとする。

（2）応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、応募取下げ申請書を総務部総務課長に提出するものとする。

6 応募の認定又は不認定の通知の予定時期

応募の認定又は不認定の通知の予定時期は平成28年8月上旬とする。

7 早期退職者募集に関する問い合わせ先

総務部 総務課 総務人事班